

# 令和6年4月分(5月引落分)からの 保険料改正のお知らせ

保険給付費、後期高齢者支援金等の費用の増加に伴う本組合の厳しい財政状況を改善し、安定的・継続的な事業運営を行うため、去る3月21日開催の第157回通常組合会において下記の通り国民健康保険料を令和6年4月1日から改正する事に決定致しました。何卒、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

## ○1種組合員(医師) 所得割

等級	総所得金額(前々年)	保険料額
1級	100万円迄	3,000円
2級	400万円迄	7,000円
3級	700万円迄	12,000円
4級	1,000万円迄	19,000円
5級	2,000万円迄	30,000円
6級	3,000万円迄	38,000円
7級	4,000万円迄	41,500円
8級	5,000万円迄	46,000円
9級	5,000万円を超えるもの	48,000円

○1種組合員(医師) 平等割 ..... 8,000円

○1・3種組合員(医師)の家族1人につき ..... 9,000円

○2・4種組合員(従業員)1人につき ..... 11,500円

○2・4種組合員(従業員)の家族1人につき ..... 6,000円

## ●後期高齢者支援金等賦課額

75歳未満の1種組合員、1・3種家族、2・4種組合員 ..... 5,500円

75歳未満の2・4種家族 ..... 5,000円

●介護保険料(40歳以上65歳未満) ..... 6,000円

## ○後期高齢者組合員分賦課額

(75歳以上-3種組合員他) ..... 3,000円

※ご指定の口座より先生世帯及び従業員世帯分を一括引き落としさせていただきます。

※保険料は1か月単位となり、翌月引き落としとなります。

(例：4月分保険料は5月の引き落とし)

三重県医師国民健康保険組合  
TEL059-228-7212  
<https://www.mie-ishikokuho.or.jp>